

西宮市人事行政の運営等の状況（令和2年度）

人事行政運営の公正性・透明性を高める観点から、地方公務員法及び西宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和元年度の西宮市職員の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

1. 部門別職員数の状況

令和3年4月1日現在の部門別の職員数の状況及び主な増減理由は、次のとおりです。

（各年4月1日現在・人）

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	18	18	－	
		総 務	537	538	1	
		税 務	135	135	－	
		民 生	724	723	－1	
		衛 生	444	455	11	新型コロナウイルス感染症の対応
		労 働	10	9	－1	
		農林水産	9	9	－	
		商 工	23	25	2	職員配置の見直し
		土 木	315	309	－6	職員配置の見直し 災害復旧のための職員派遣終了
	計	2,215	2,221	6		
		教育部門	552	582	30	臨時的任用職員の計上
		消防部門	477	484	7	消防体制の強化
		小 計	3,244	3,287	43	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病 院	224	222	－2	職員配置の見直し
		水 道	174	168	－6	一部部門の市長部局移管
		下 水 道	79	79	－	
		そ の 他	105	104	－1	
		小 計	582	573	－9	
合 計			3,826	3,860	34	

※職員数は一般職に属する職員数。

2. 定員適正化の年次別進捗状況

民生部門を中心とした行政需要の増大が見込まれる中、事務事業や事務執行体制の見直しなどにより、継続して定員の適正化に取り組んでいます。進捗状況は、次のとおりです。

（単位：人）

区 分	平成31年	令和2年	令和3年
人口（各年1月1日現在）	485,189	484,357	484,204
普通会計職員数（各年4月1日現在）	3,233	3,244	3,287
人口千人当たりの普通会計職員数（各年4月1日現在）	6.66	6.70	6.79

3. 職員の任免の状況

令和2年度における職員の新規採用者及び退職者の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

職 種	市長部局		行政委員会		教育委員会		消防局		上下水道局		中央病院		全市合計	
	採 用	退 職	採 用	退 職	採 用	退 職	採 用	退 職	採 用	退 職	採 用	退 職	採 用	退 職
事務職	19	22		3	2	6			1	1			22	32
技術職	6	12							4	3			10	15
保育士	13	14											13	14
医師	1	1									11	9	12	10
獣医師	1												1	0
薬剤師		1									1	1	1	2
助産師・看護師											11	14	11	14
保健師	13	3											13	3
臨床工学技師													0	0
臨床検査技師											1	1	1	1
栄養士	1	1											1	1
作業療法士													0	0
言語聴覚士													0	0
心理療法士	2												2	0
理学療法士													0	0
自動車運転手		2											0	2
施設技能員	1	1											1	1
衛生作業員	5	3											5	3
福祉員		1											0	1
支援員													0	0
水道主査										1			0	1
水道業務員													0	0
下水施設管理員										1			0	1
用務員・整備員						4							0	4
調理員						3							0	3
家政作業員・園務員						2							0	2
学校教育事務員						2							0	2
教育職					19	18							19	18
消防職							17	10					17	10
合 計	62	61	0	3	21	35	17	10	5	6	24	25	129	140

※採用者は令和2年度中途採用及び令和3年4月1日採用の数。

(再任用職員は除き、任期付職員(フルタイム・短時間)を含む。)

4. 職員の採用試験の状況

令和2年度に実施した西宮市職員採用試験の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

職種	試験区分	1次 試験日	募集人員	応募者数	受験者数	1次 合格者	最終 合格者	競争率 (倍)
事務	事務A	6月28日 7月12日	10名程度	674	594	176	17(6)	34.9
	事務B	9月19日	若干名	17	16	—	2(2)	8.0
	事務C	9月19日 9月20日	若干名	30	23	—	1(0)	23.0
	事務D(社会福祉)	10月4日	若干名	14	14	13	2(1)	7.0
	事務D(法務)	10月4日	若干名	0	0	0	0(0)	—
技術	土木	7月12日	5	24	17	16	4(0)	4.3
	建築	7月12日	若干名	12	9	7	1(1)	9.0
	建築(再)	12月12日	若干名	8	8	2	2(0)	4.0
	電気	7月12日	若干名	8	8	8	2(0)	4.0
	化学	7月12日	若干名	12	9	6	0(0)	—
	化学(再)	12月12日	若干名	36	33	1	1(0)	33.0
保育	保育士	8月16日	3	62	59	37	8(8)	7.4
	保育士(経験者)	11月15日	若干名	51	49	25	5(5)	9.8
医療 (中病)	看護師(R3年4月採用)		5	22	22	—	4(4)	5.5
	看護師(R2年度中採用)		若干名	33	33	—	7(6)	4.7
	薬剤師	10月3日	1	7	6	—	1(1)	6.0
	臨床検査技師	1月24日	1	4	4	—	1(0)	4.0
医療	保健師	7月12日	5	109	106	42	9(9)	11.8
	保健師(再)	1月23日 1月24日	若干名	25	24	5	4(4)	6.0
	栄養士	11月1日	1	41	36	16	1(1)	36.0
	心理療法士	11月1日	2	43	42	23	2(1)	21.0
	薬剤師	11月8日	1	3	3	1	0(0)	—
	獣医師	11月8日	1	5	4	1	1(0)	4.0
労務	衛生作業員	11月15日	6	82	79	42	5(0)	15.8
	施設技能員	11月15日	1	6	5	4	1(0)	5.0
消防	消防(大学卒程度)	7月12日	9名程度	261	241	73	9(0)	26.8
	消防(高校卒程度)	9月20日	6名程度	67	62	38	8(1)	7.8

※()内の数字は女性の人数。

5. 職員の給与の状況

令和2年度に職員に支給した給料及び諸手当の額は、次のとおりです。

(単位：円)

	市長部局	教育委員会	消防局	病院	上下水道局	計
職員数(人)	2,242	554	495	216	267	3,774
給料	8,060,692,025	2,504,490,725	1,766,363,071	910,077,700	1,039,980,948	14,281,604,469
職員手当等	8,099,680,990	2,340,296,789	1,881,777,536	1,082,478,738	1,037,000,302	14,441,234,355
地域手当	1,314,507,253	392,876,705	284,624,622	132,674,225	169,580,534	2,294,263,339
扶養手当	218,248,229	57,366,481	87,070,778	19,007,014	30,688,225	412,380,727
住居手当	257,442,592	69,246,759	66,871,845	25,613,727	33,260,500	452,435,423
管理職手当	611,523,664	88,403,954	78,245,800	78,702,225	77,631,550	934,507,193
管理職員特別勤務手当	4,391,000	0	432,000	9,000	90,000	4,922,000
超過勤務手当	454,160,086	21,234,250	242,084,855	49,693,037	62,096,101	829,268,329
特殊勤務手当	66,102,590	12,550,995	77,143,565	169,725,420	7,542,110	333,064,680
通勤手当	227,468,508	51,660,438	52,929,310	14,988,352	26,240,000	373,286,608
期末勤勉手当	3,758,000,056	1,136,493,526	816,853,264	423,185,410	474,648,011	6,609,180,267
宿日直手当	0	8,800	0	51,919,400	0	51,928,200
教員特別手当	0	12,507,505	0	0	0	12,507,505
退職手当	1,046,707,012	468,042,376	115,376,497	108,000,928	140,233,271	1,878,360,084
児童手当	141,130,000	29,905,000	60,145,000	8,960,000	14,990,000	255,130,000
計	16,160,373,015	4,844,787,514	3,648,140,607	1,992,556,438	2,076,981,250	28,722,838,824

※特別職を除き、再任用短時間勤務職員を含む。

※職員の給与の状況は引当金影響額を除いた額(実支給額)。

6. 職員の勤務時間の状況

一般職員の勤務時間及び休憩時間は、原則として次のように割り振られています。

1週間の 正規の勤務時間	1日の 正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

7. 職員の休暇制度等

職員の休暇制度等の概要は、次のとおりです。

種 類	基 準 等	日 数 等
年次休暇	職員の請求に基づき付与	1年度につき21日以内
公務傷病等による療養休暇	職員が公務上負傷し、若しくは傷病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合	必要と認める期間
私傷病による療養休暇	職員が公務によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が特に療養を要すると認めたとき	引続き及び1年度につき90日以内
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員に対して付与	請求があった日から出産日まで
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間以内
育児時間	生後1年3月に達しない生児を育てる女性職員に対して付与	1日2回90分を超えない範囲
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な女性職員又は生理に有害な業務に従事する女性職員に対して付与	1生理期間につき必要な期間
結婚休暇	職員が結婚するとき	6.5日以内
忌服休暇	職員の親族が死亡した場合	7日以内
組合休暇	職員が、登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合等	1年度につき30日以内
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合	子が3歳に達する日まで
介護休暇	要介護者の介護をする職員に対して、要介護者ごとに通算して1年を超えない範囲内で指定する期間内において勤務をしないことが相当であると認められる場合	必要と認める期間
介護時間	要介護者の介護をする職員に対して、要介護者ごとに連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	1日につき2時間を超えない範囲内
特別休暇 (基準等に掲げる事由により勤務することができない場合において、市長がやむを得ないと認めたとき)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定による交通の制限又は遮断	必要と認める期間
	風水震火災その他の非常災害による交通遮断及び職員の現住居の滅失又は破壊	必要と認める期間
	その他交通機関の事故等の不可抗力の原因	必要と認める期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭	必要と認める期間
	選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める期間
	盛夏の期間における職員の休養	必要と認める期間
	妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員が母子健康法に基づく保健指導又は健康診査を受けるためにする保健医療機関への通院	必要と認める期間

<p>特別休暇 (基準等に掲げる事由により勤務することができない場合において、市長がやむを得ないと認めたとき)</p>	<p>妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>1日を通じ1時間を超えない範囲内</p>
	<p>職員の妻が出産する場合の出産予定日前7日から出産日後14日の間</p>	<p>2日(第2子以降は3日)以内</p>
	<p>職員が要介護者を介護する場合であって、職員のほかに介護する者がいないと認められる場合</p>	<p>1年度につき10日以内</p>
	<p>職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合</p>	<p>申出又は提供に伴い必要な検査、入院等に要する期間</p>
	<p>職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合</p> <p>① 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>② 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>③ ①及び②に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>1年度につき5日以内</p>
	<p>介護その他の任命権者が必要と認める場合</p>	<p>1年度につき30日を上限として任命権者が別に定める基準により算定する期間</p>
	<p>中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1年度につき5日(子が2人以上の場合は10日)以内</p>
	<p>勤続期間が10年、20年又は30年に達した職員が、心身の活力の維持及び増進又は自己啓発を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>各勤続期間に達した日後の最初の4月1日から同日の属する年度の末日までの期間における連続する5日以内</p>

8. 職員の分限及び懲戒処分状況

令和2年度の分限処分、懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

分 限 処 分				懲 戒 処 分			
免 職	休 職	降 任	降 級	免 職	停 職	減 給	戒 告
0	47	0	0	1	1	1	1

9. 職員の服務の状況

職員の服務の根本基準は、地方公務員法第30条において「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。地方公務員法には、服務に関する具体的な義務として、次のとおり定められています。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

また、市では職員に対して、下記のとおり綱紀の粛正に関する通達を出し、公務員としての自覚を促すなどして、市政への市民の信頼確保に努めています。

- ・令和2年7月1日 綱紀の粛正について（通達）
- ・令和2年12月1日 綱紀の粛正について（通達）

10. 職員の研修の状況

目指す職員像を「常に何かを求めていく職員」として、西宮市人材育成基本方針を平成24年3月に全面改定し、さまざまな研修に取り組んでいます。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則研修を中止し、一部の研修についてのみ感染症対策を講じた上で実施しました。実施した研修は、新入職員や管理監督職対象の研修のほか、専門的知識が特に必要とされる技術職員対象の研修です。

また、高度な専門的知識の修得と人的ネットワーク構築ができる外部研修専門機関へは、一部のオンライン研修についてのみ職員を派遣しました。

研修の受講者数は延べ1,453人で、その内訳は、次表のとおりです。

区 分	内 容	研修数	受講延べ人数
基本研修	体系的に行う基本的、共通的研修	40件	1,363人
派遣研修	他研修機関に派遣して行う研修	4件	5人
職場研修	職場単位で行う研修	3件	54人
自主研修	勤務時間外の自発的な自己研修	16件	31人
計		63件	1,453件

1 1. 職員の人事評価の状況

- (1) 目的 計画的な人材の育成、コミュニケーションによる組織の活性化、継続的な組織の目標の達成、職員の意識改革や行動改革
- (2) 評価期間 4月～翌年3月
- (3) 対象者 全職員
- (4) 評価者 1次評価者、2次評価者及び調整者
 - (例) 一般職員の場合、1次評価者は係長級、2次評価者は課長級となる。評価について、1次評価者と2次評価者の意見に相違がある場合は、部長級が調整者となる。
- (5) 評価項目例
 - ① 迅速性、協調性、積極性など職務に関連してみられる個人の性質に関する項目
 - ② 理解判断力、文章表現力、応対力、計画力など職務に関連してみられる能力に関する項目
 - ③ 指導力、統率力、折衝力など役付職員にみられる能力に関する項目

1 2. 職員の福利厚生状況

- (1) 職員の労働安全衛生関係及び職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断の実施や保健指導、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策などを実施しています。職員の安全衛生管理体制については、西宮市職員安全衛生規程に基づき各事業場に設置している安全衛生委員会で取り組んでいます。

○健康診断実施状況

健康診断名称		対象者
法定検査等	定期健康診断	全職員
	ストレスチェック	全職員
	深夜業務従事者健康診断	深夜業務従事者
	放射線業務従事者健康診断	放射線業務従事者
	石綿作業従事者健康診断	石綿作業従事者
	有機溶剤取扱作業従事者健康診断	有機溶剤取扱作業従事者
	騒音業務従事者健康診断	等価騒音レベルが85db以上になる作業場従事者
随時検査	大腸がん検診	希望者
	前立腺がん検診	50歳以上の男性職員で希望者
	消化器（胃）検診	35歳以上の職員で希望者
	頸肩腕障害等健康診断	保育士、調理員、理学療法士等で希望者
	VDT作業従事者健康診断	VDT作業に従事する職員で希望者
	骨粗しょう症検診	40歳以上の女性職員で希望者

○過重労働による健康障害防止対策

区 分	内 容
助言指導	超過勤務が月45時間を超えた職員に対し、3か月ごとに定期健康診断結果と超過勤務実績表を参考に、産業医が書面により助言指導を行う。
保健指導 (面接指導)	超過勤務が月80時間又は2～6か月の超過勤務が月平均80時間を超えた職員に対し、定期健康診断結果と超過勤務実績表を参考に、産業医が面談により保健指導を行う。

(2) (一財) 西宮市職員自治振興会

「西宮市職員の福利厚生に関する条例」に基づき、職員の福利厚生の増進を目的に、(一財)西宮市職員自治振興会が実施しています。職員の掛金と市負担金・補助金で運営し、給付事業やレクリエーション事業、職員会館等の管理運営などを行っています。

- ・ 会員負担率 給料月額×6.5/1,000
- ・ 事業主負担率 給料月額×3.3/1,000
- ・ 事業補助金(会館運営事業費) 11,464,000円

○主な事業

区分	事業概要	事業内容
給付事業	弔慰金	会員、会員の配偶者、会員の子が死亡した場合に支給
	その他弔慰金(※)	会員の実父母等が死亡した場合に支給
	結婚祝金、出産祝金	会員が結婚、出産(配偶者を含む)したときに支給
	リフレッシュ給付金	会員がリフレッシュ休暇を付与される年度に支給
	就学祝金、銀婚祝金、壮健祝(※)	会員の子が就学、会員が婚姻25年経過、会員が満55歳を迎えた時に支給
	永年会員祝金、退会餞別金(※)	会員が在会10年、20年、30年に達したときに支給
貸付事業	普通貸付、貸付あっせん	厚生資金の貸付(普通貸付)と住宅・結婚・入学資金の貸付あっせん
文化・レクリエーション・教育事業	退職準備型ライフプランセミナー	退職後の生活設計プランに関する研修
	健康増進事業	会員相互の親睦と健康増進のため、職場体育奨励助成を実施
	カフェテリアプラン・福利厚生代行サービス	一定の福利厚生メニューを利用した際に、年間付与ポイントの範囲内で助成、福利厚生代行会社割引制度を利用
	サークル活動等助成	認定サークル活動等に対し、活動費の一部を助成
	各種施設等割引(※)	各種施設等の割引利用

(※) 会員掛金事業

(3) 共済組合

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき、兵庫県市町村職員共済組合（一部の教職員は公立学校共済組合）に加入し、共済組合が次の事業を実施しています。これらの事業は、法令の定めるところにより、組合員である職員からの掛金と使用者である地方公共団体からの負担金により運営されています。

○共済組合の事業

区 分	事 業 内 容
長期給付事業	職員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う事業。
短期給付事業	職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行う事業。
福祉事業	健康の保持増進、宿泊施設の運営、住宅資金等の貸付、貯金などを行う事業。

※詳細は下記のホームページをご覧ください。

兵庫県市町村職員共済組合 <http://www.h-kyosai.or.jp>

1.3. 公平委員会の業務の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員は給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるべきことを要求することができます。また、任命権者によって懲戒その他その意に反すると思われる不利益な処分を受けた職員は、審査請求をすることができます。公平委員会は、これらの措置要求の審査及び審査請求に対する裁決又は決定などを行っています。

令和2年度における措置要求及び審査請求の状況は、次のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年3月31日 現在係属件数	令和2年度中 措置要求件数	令和2年度中 処理件数	令和3年3月31日 現在係属件数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

区 分	令和2年3月31日 現在係属件数	令和2年度中 審査請求件数	令和2年度中 処理件数	令和3年3月31日 現在係属件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0